資料７

平成24年7月1日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ガラスびん事業部
（改定日：平成24年7月1日）

# 施設関連の提出資料について

## １． 提出資料

申請者が、協会の委託を受けて平成25年度ガラスびん分別基準適合物の再生処理事業を行うために使用することが可能な施設で、現在保有するか、または現在変更中もしくは計画中の施設について、施設別紙1「施設関連の提出資料及び提出に当たっての注意事項」の「提出資料」欄に掲載の資料を提出して下さい。
（いずれの場合も、該当施設は平成24年9月30日までに完成し、商業運転が可能であることが必要です。）

提出すべき資料は、申請者の区分により次のように異なります。

**（1） 全ての申請者が提出する資料**

→施設別紙１の「提出資料」欄に＜全申請者＞とした資料

**（２）平成 24 年度登録済みの既存設備を、平成 23 年 10 月 1 日以降、平成 24 年 9 月 30 日までに変更し登録申請する申請者が提出する資料**

（施設の変更には、許認可権利の取得変更、処理能力増減、製品品質改善、環境対策を目的とした変更も含まれます。）

→上記（１）の＜全申請者＞とした資料に加え、変更に伴い資料の内容が変わる全ての資料（今年７月１日以降に変更を完了する場合は提出資料の 19）から 21）までの資料も提出して下さい。）

（注１）変更に係る資料が既に当協会に提出されている場合は今回改めての提出は必要ありません。関連した追加の変更資料があれば提出して下さい。資料１の別表１及び別表２を参照してください。

（注２）施設の変更の項目、概要及び資料の提出状況を、施設別紙２の「施設変更説明書」にも記載して下さい。

**（３）次のいずれかに該当する申請者が提出すべき資料**

1） 施設設置を実施中または計画中のもの

2） 他の目的のために設置された設備をガラスびん再生用に改善中のもの

→ 施設別紙1の「提出資料」欄に掲載の全ての資料に加え、19)から21)までの資料も提出して下さい。

## ２．施設関連資料の作成に当たっての注意事項

（1）資料作成に当たっては、別添資料１「ガラスびん再生処理施設ガイドライン」を一読して下さい。

（2）提出資料毎の詳細は、別紙１「施設関連の提出資料及び提出に当たっての注意事項」を参照して下さい。

（3）提出資料は原則として日本語によるものとします。

（4）文字や図面が読みにくい資料は提出されたと見なされません。図面を拡大し濃度を濃くするなどしてみて下さい。困難であれば再度図面を作成して提出して下さい。

（5）資料内容の変更の場合、各資料の変更箇所は雲形マーク を付して下さい。

（6）提出資料中に要求されている国または地方公共団体より受けた許認可もしくは、届出等に係わる証明書類及び届出書（行政当局の受理印のあるもの）の写し並びに契約書等の写しは、その全部を表示したものを提出して下さい。

（7）各種図面の提出に当たっては、次の点にご留意下さい。

1）図面は見易いものとなるようなAサイズを適宜選択して下さい。

2）各図面には作成日を記入し、内容は最新のものを記載して下さい。（施設の改善を実施したか、または改善中の場合は改善完了後の状態を反映したものにすること）なお、設備ラインフロー図、設備レイアウト図、立地付近見取図及び配置図については、参考図面を別添資料２～５として添付しておりますので、必ずご参照下さい。また、レイアウト図、見取図及び配置図には方位と縮尺を示して下さい。

3）設備ラインフロー図は設備の基本ですので設備ラインフロー図に記載される機器の番号及び名称と、設備レイアウト図、設備機器リスト、機器仕様書及び主要機器の外形図に表示されるものとは必ず符号させて下さい。また、機器の変更があった場合には関連資料の変更がないか確認下さい。特に設備ラインフロー図及び設備機器リストを確認して下さい。

4）配置図には建築物ごとに建築確認済証の番号を付記下さい。

＜添付資料＞

施設別紙１：「施設関連の提出資料及び提出に当たっての注意事項」
施設別紙２：「施設変更等説明書」
施設別添資料１：「ガラスびん再生処理施設ガイドライン」
施設別添資料２－Ａ：「設備ラインフロー図の参考図Ａ」
施設別添資料２－Ｂ：「設備ラインフロー図の参考図Ｂ」
施設別添資料３：「設備レイアウト図の参考図」
施設別添資料４：「立地付近見取図の参考図」
施設別添資料５：「配置図の参考図」
施設別添資料６：「廃棄物（残渣）の処理の流れ」

以上

施設別紙１



# 「施設関連の提出資料及び提出に当たっての注意事項」

| 提出資料 | 提出に当たっての注意事項 |
|---|---|
| 1）施設変更等説明書<br>＜全申請者＞<br>※施設別紙2に記載してください。 | ・ 登録施設（平成24年度登録済既存施設）・未登録施設（新規登録申請施設）の区別と、登録施設においては平成24年度の登録申請時からの施設変更の有無を確認し、その結果を記入すること。<br>・ 施設変更がない場合も、本書を必ず提出すること。<br>・ 施設変更がある場合は、該当する「変更項目」を漏れなくチェックし、「変更の概要」と「変更資料の提出状況」を記入すること。<br>・ 複数工場により再生処理を行なう場合は、工場数分だけ本用紙をコピーし、各工場ごとに作成・提出すること。 |
| 2）設備ラインフロー図<br><br>※施設別添資料２－Ａ、２－Ｂを参考にして作図して下さい。 | ・ 設備ラインフロー図は設備の基本資料です。十分に以下の事項に注意し作成してください。なお、読めない図面は未提出とみなします。<br>・ ガラスびんの再生処理のために施設内に設置された全ての機器を記載し、それぞれに機器番号及び機器名を付記して下さい。（1ライン内に同一機能を有する機器が並列に複数台設置されている場合も全て記載のこと）<br>・ 機械番号及び機器名は設備レイアウト図、機器リストのそれらと必ず符合させること）<br>・ 設備が複数ライン設置されている場合は、各ライン毎にラインフロー図を提出して下さい。<br>・ 手選別等の人力による工程、バッチ操作となる工程がある場合は、その箇所を明記して下さい。（バッチ操作とは、原料投入または残渣・製品等の排出のために、一定時間、設備の全体または一部を休止させることを指します。）<br>・ 原料から製品に至るまでの主たる流れは、実線の太線で表示し、各機器の入口部に矢印を付して流れの方向を明示して下さい。また、水、洗浄液、排水等の流れは点線で、残渣(廃棄物)の流れは実線の細線で示し、それぞれその種類(水、金属片、紙屑等)並びにそれぞれの投入箇所及び排出箇所を明記して下さい。<br>・ 再生処理設備本体以外に洗浄水浄化装置、排水処理装置、計量器等の付帯設備がある場合は、それらも記載して下さい。<br>（施設別紙添資料1参照） |

| | |
|---|---|
| 3)設備レイアウト図<br>※施設別添資料3を参考にして作図して下さい。 | ・主要機器の外形と寸法及び主要な架台並びに階段位置を図示し、機器番号及び機器名を明示して下さい。(機械番号及び機器名はラインフロー図のそれらと必ず符合させること)<br>・主要機器相互の位置関係寸法を記入して下さい。また、建物があれば機器の中心線と建物の基準線との相関寸法を記入して下さい。<br>・手選別作業場所を図示下さい。<br>・原料、製品、残渣等を一時保管する場合は、それらを記入し、フレコンでの計量を行う場合はその旨を図示して下さい。<br>・運転員控室を明示して下さい。<br>・保管場所や控室等が設備から離れて設置されていてレイアウト図に示すことができない場合は、7)配置図に示してください。<br>・原料、製品等の搬出入口の位置及び寸法を明記して下さい。 |
| 4)・設備機器リスト<br>・機器の基本的仕様<br>(メーカー名、型式、処理量/容量、kW等) | ・ラインフロー図に記載の機器を網羅したリストとその仕様(メーカー名、型式、処理量/容量、kW)を記載して下さい(機器の番号と名称はラインフロー図と符合させること)。なお、不明のものがあれば、その旨を記載して下さい。<br>・風力選別や集塵等の装置を構成している送風機や圧縮機のモータについてもリストにkW数を記載して下さい。<br>・排水処理設備等の付帯設備が、複数の機器で構成されている場合は、それらの機器リスト、仕様書を本体設備とは別に提出して下さい。<br>・施設全体又は一部を第三者より賃借している場合は、それ等の賃貸借契約書の写しを提出して下さい。(リースの場合はリース契約の写しを提出) |
| 5)・主要機器の仕様書<br>・主要機器の外形図 | ・仕様書、外形図及びカタログ類にはラインフロー図と符合した機器の番号を(できるだけ名称も)記入して下さい。<br>・仕様書は機器メーカーから提出される詳細仕様が記載されたものとします。不明であれば、再度取扱説明書や銘板などを調べた上で仕様を記載して下さい。それでも不明な部分があれば、その旨を記載して下さい。<br>・外形図は主要機器の外形が図示(平面図、立面図)され、主要寸法が表示されたものとします。図面がなければ、現物を安全柵・手摺・階段を含めスケッチし寸法を測定・記入して提出して下さい。<br>・主要機器には、原料投入ホッパ、振動フィーダー、破砕機(粉砕機)、ラベル取り機、分級機(振動篩機)、洗浄機、乾燥機、スクリューコンベア等が含まれます。(施設別添資料1参照) |
| 6)立地付近見取図<br>※施設別添資料4を参考にして作図して下さい。 | ・施設立地場所を出来るだけ図面の中央部に記載して下さい。<br>・施設の立地場所と、道路、地目等の周辺の状況を把握できるものとします。<br>・図面上には、方位、道路及び付近の地目(畑、山林等)、地物(公共施設、住宅、河川等)を明示して下さい。<br>・これらの状況が示されてない図面は未提出とみなします。 |

| | |
|---|---|
| 7）配置図<br>※施設別添資料5を参考にして作図して下さい。 | ・施設敷地内の建物、保管設備、計量設備等の配置状況、施設の出入口、アクセス道路の状況が把握できるものとします。<br>（施設別添資料1も参照）<br>・図面上には、方位を明示し、敷地境界線、処理施設敷地内の建築物（工場棟、事務所・管理棟、製品倉庫等）、保管設備（原料、製品、残渣等用、色別等）、計量記録設備・廃水処理設備等の付帯設備の位置及び相互間の寸法を明記して下さい。<br>・施設へのアクセス道路の種類（県道、市道等）及びその幅員を明示して下さい。<br>・建築物を建物の名称や柱などを記入することで明示し、その上で建築物のそれぞれに建築確認済証の番号を付記して下さい。<br>・処理設備と離れていて、配置図に示すことができない建築物や付属設備がある場合は、6)立地付近見取図に示してください。この場合、配置図に「建物・・・の建築確認済証の番号・・・は、6）立地付近見取り図に示す」と書き加えてください。 |
| 8）設備物質収支 | ・処理設備への時間当たりの原料投入量、製品生産量ならびに副生物、廃棄物の種類及び時間当たりの排出量を記載した資料を提出して下さい。<br>・上記数量より算出される再商品化率を記入して下さい。<br>・ラインが複数ある場合は、ライン毎に作成して下さい。 |
| 9）設備能力算定根拠 | ・登録申請書（様式2）の「工場の能力」の算出ベースとなる時間当りの処理能力をどのように決定したのかについて、その根拠を示して下さい。<br>・施設の基準能力のもととなる破砕機の能力について記述して下さい。<br>・特定の機器または工程を根拠にしている場合は、その機器名または、工程名を明記してください。また、仕様書の数値をもとにして決定したか、操業実績をもとにしているかも明示して下さい。<br>・操業実績にもとづいた場合はその記録と、その日時及び能力を決めている機器または工程名を提示して下さい。<br>・ラインが複数ある場合は、ライン毎に作成して下さい。 |
| 10）操業体制 | ・当該再商品化事業の責任者、対象施設の管理責任者及び処理設備の運転責任者の職名及び氏名を記載して下さい。<br>・処理設備の操業に係る組織図及び工程毎の配員数を記載して下さい。<br>・設備の運転及び管理に関連して、取得している資格の名称及び取得者氏名を記載して下さい。<br>17）に示す一般廃棄物処理施設に該当する場合は、「技術管理者」等を置く義務があります。技術管理者の資格を有していることを証明できる証書・認定書の写しを提出して下さい。 |

| | |
|---|---|
| 11)・品質規格<br>・品質管理 | ・再生処理事業者が再商品化製品利用事業者と取り決めたか、あるいは再生処理事業者が設定した再商品化製品（カレット）の品質規格を提出して下さい。 又、不純物の混入許容規格も提出して下さい。<br>（施設別添資料1参照）<br>・上記品質規格を維持・達成するために、再生処理事業者自身が実際に実施している検査について、検査項目、検査方法、検査機器、検査要員、検査頻度を記載して下さい。<br>・検査の一部または全部を外注している場合は、外注先名、外注している内容、外注頻度を記載して下さい。 |
| 12)原料、製品及び残渣の保管場所の位置、広さ(㎡)、保管容量(m$^3$、トン)、舗装の状態 | ・原料、各製品及び残渣毎の種類、広さ、容量、舗装を一覧として下さい。7)の配置図に記載しても結構です。<br>（施設別添資料5参照）<br>・位置及び寸法については設備レイアウト図または配置図に明示して下さい。<br>・保管場所が色別、粒度別及び調達元・販売先別に区分されている場合は、それぞれについて位置、広さ、容量、舗装の状態を記載して下さい。 |
| 13)建築確認済証の写し | ・敷地内の対象となる建築物の全てについて、建築基準法第6条1項による建築確認申請に係る確認済証（第七号様式）または確認通知書（旧第1号様式副本）の写しを提出して下さい。<br>・確認済証と対象建築物との照合を出来る様に、7)配置図上の建築物のそれぞれに確認済証の番号を付記して下さい。<br>・対象建築物の増改築のため、確認申請が複数回行われている場合には、その経緯を明らかにし、その都度の確認済証の写し（または確認通知書の写し）を全て提出して下さい。なお、直近の確認済証で現存する建物が全て照合できれば、以前の都度の確認済証の提出は必要ありません。<br>・主要処理工程が主要用途を「倉庫」とする建築物内に収納されている場合には、「工場」への用途変更につき都道府県の建築関係部署や指定確認検査機関又は建築主事の指示を仰ぎ、必要な手続きを済ませておいて下さい。<br>・建築物を賃借している場合も同様に、建築確認済証の写しを提出して下さい。<br>・確認済証を紛失した場合には、都道府県の建築関係部署か建築主事等より所定の内容を記載した建築確認済証等交付証明書(建築確認済証等が発行済であることの証明)等の交付を受け、提出して下さい。<br>・地域や用途（仮設など）又は構造により建築確認は不要と考える場合は、都道府県の建築関係部署か建築主事等と確認し不要であるとの証明書の交付を受け、提出して下さい。<br>・建築物の前提に土地に定着しているものとありますが、移動のための保守がされていないものや配管等の取り外しに工具を要するもの又は公道への移動のために通路がない場合はその対象となります。<br>・なお、市町村（長）が発行する、課税や消防に係る証明類は、建築基準法関係の証明に代るものとはなりませんので、都道府県の建築関係部署か建築主事等と相談して下さい。 |

| | |
|---|---|
| 14)土地及び建物の<br>登記簿謄本 | ・平成24年5月以降発行のものを提出して下さい。<br>・土地及び建物の広さが、7)配置図等と合致していることを確認下さい。<br>・土地または建物を賃借している場合は、所有者の登記簿謄本及び賃貸借契約書の写しの両方を必ず提出して下さい。<br>・貸借契約書の対象物件の所在地が古い場合は、写しに現在の所在地を添え書きして下さい。<br>・登録申請のための様式類の様式2に入力された工場の所在地と照合して下さい。<br>・登記簿謄本に複数の物件が記載されている場合は、どの物件が対象の土地及び建物に該当するかを丸で囲むなどして明示して下さい。 |
| 15)土地の公図(法務局発行)の<br>写し | ・公図は平成24年5月以降発行の法務局発行のものとします。<br>・土地を賃借している場合も必ず提出して下さい。<br>・対象となる 7)配置図又は 6)立地付近図に示されている施設敷地全体の形状を公図上に縮尺と方位を合せ図示して下さい。 |
| 16)・廃棄物(残渣)の処理の流れ<br>・産業廃棄物処理委託契約書の写し(収集運搬及び中間処理または最終処分)<br>・委託先処理事業者の許可証の写し(収集運搬、中間処理及び最終処分)<br><全申請者> | ・再生処理事業者の廃棄物(残渣)は、その事業活動に伴って生じた廃棄物であり「産業廃棄物」として処理する必要があります。(廃掃法第二条、同施行令第2条)<br>・再生処理事業者は廃棄物の排出事業者として、全ての種類の廃棄物の発生から最終処分が終了するまで、廃棄物が適切に処理されるための必要な手続を講じる義務があります。 収集運搬事業者が、さらに他人に処分等の委託(再委託)をすることは禁止されており、排出事業者がそれぞれと委託契約をする必要があります。<br>・最終処分に至るまでの残渣処理の流れが全てわかる以下の内容を施設別添資料6に明記し提出して下さい。<br>1.残渣の種類 2.性状 3.数量 4.処分方法 5.収集運搬事業者名 6.中間処理事業者名 7.最終処分事業者名 8.最終処分場の名称 行数が不足する場合は、ページをコピーして、もれなく記入して下さい。<br>・排出事業者が収集運搬を自社で行う場合はその旨記入して下さい。中間処理業者が自ら運搬する場合は、収集運搬業の許可が必要です。<br>・収集運搬及び処理・処分を委託する場合は、産業廃棄物処理委託契約書の写しを提出して下さい。<br>・産業廃棄物処理委託契約書には法令で定められた必要事項が記載されていること。種類、数量、単価等が別添となっている事項はその写しを提出して下さい。<br>・廃棄物の排出から中間処理及び最終処分までの全ての収集・運搬、処理・処分事業者(自社処理や収集運搬を含む)の許可証の写しを提出して下さい。<br>・リサイクル材や有価物として処理する場合は、その引き取り事業者名、住所、電話番号及び目的/用途を記入して下さい。<br>・排出と搬入する地域が異なる場合は両地域の収集運搬業の許可証の写しを添付して下さい。<br>・契約書及び許可証の有効期限を確認して下さい。<br>・市町村直営の場合で契約書や許可証がない場合は、本年の搬入伝票の写し等、直営と判る資料を提出して下さい。 |

| | |
|---|---|
| 17)一般廃棄物処理施設設置許可及び、施設使用前検査確認済証の取得状況 | ・ 一般廃棄物処理施設(破砕機の能力5ﾄﾝ/日以上、破砕機の操業が1日8時間未満は8時間運転した場合の能力が5ﾄﾝ以上)に該当する場合で<br>ア) 取得済みの場合は下記の書類<br>一般廃棄物処理施設設置許可証のコピー及び<br>施設使用前検査確認済証のコピーを提出<br>(ただし、施設変更のあった場合は変更許可証及びその使用前検査済証のコピーも提出のこと)<br>イ) 現在申請中の場合は下記の書類<br>一般廃棄物処理施設設置許可申請書のコピーを提出(受理されたことを確認出来る書類のコピーを添付のこと)<br>ウ) 軽微な変更を行う場合は上記のア)の許可証及び検査済証と一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書のコピーを提出<br><br>・ 該当しない場合には、その旨を記載した書類を提出<br>・ 既存施設を変更する場合で許可が必要な変更事項は、取扱う廃棄物の種類の変更や、処理能力の10%以上の増加などです。(その他の軽微な変更も届出が必要です。)正しくは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第8条などによって下さい。<br>・ 許可を受けている産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として使用する場合は、省令で定める事項を知事に届出、受理されていること(法第15条の2の4) |
| 18)特定施設設置届の写し | ・ 騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法等の公害防止関連法規(地方条例を含む)で定める「特定施設」に該当する施設 (参考:7.5kW以上の送風機、圧縮機等)がある場合は、その特定施設設置届の写し<br>・ 該当しない場合には、その旨を記載した書類を提出 |
| 19)再生処理施設の立ち上げ全体スケジュール | ・ 建築確認申請日、一般廃棄物処理施設設置許可取得日、建屋建設期間、主要機器毎の設計製作・据付期間、受電・給排水設備設置期間、試運転期間及び操業開始日を明記した工程表 |
| 20)再生処理施設(機器)の売買契約書及び仕様書の写し | ・ 施設(機器)を購入した場合は、売買契約書の写しを提出して下さい。また、施設(機器)の全部または一部が賃貸の場合は、賃貸借契約書の写しを提出して下さい。<br>・ リース契約の場合は契約書の写しと共に、役務の範囲、保証項目、検収の方法、検収日時,支払条件等を明示した資料も提出して下さい。<br>・ 自社の所有のものがあれば、その旨の説明書を提出して下さい。<br>・ 何れの場合も仕様書の写しを提出して下さい。 |
| 21)試運転計画書等 | ・ 試運転用原料調達計画、試運転時の確認事項とその確認方法<br>・ 再商品化製品の品質基準の確認時期、商業運転が可能となる時期 |

施設別紙２

# 施設変更等説明書

再生処理事業者名:　　　　　　　　　　　工場名:　　　　　　　　　　　作成日：平成　　年　　月　　日

| | |
|---|---|
| □　未登録施設 | （本書の以下の記入は不要です。） |
| □　既存登録施設 | □変更なし（本書の以下の記入は不要です。） |
| | □変更あり 変更の内容は以下の通り（申請書類の変更箇所に雲形マーク　を記入してください） |

| | 変更項目・**進捗**<br>（該当項目全ての□に✓印をすること） | 変更の概要 | 変更の資料の提出状況<br>（該当全ての□に✓印） |
|---|---|---|---|
| 設備 | □a. 設備ラインフローの変更<br>□工事中<br>□完成 | | □協会に提出済み（提出日）<br>変更通知　:H　　年　　月　　日<br>完成後書類:H　　年　　月　　日<br>□本登録申請で提出 |
| | □b. 設備レイアウトの変更<br>□工事中<br>□完成 | | □協会に提出済み（提出日）<br>変更通知　:H　　年　　月　　日<br>完成後書類:H　　年　　月　　日<br>□本登録申請で提出 |
| | □c. 設備の処理能力の変更<br>□工事中<br>□完成 | | □協会に提出済み（提出日）<br>変更通知　:H　　年　　月　　日<br>完成後書類:H　　年　　月　　日<br>□本登録申請で提出 |
| | □d. 主要機器の増設・交換・撤去<br>□工事中<br>□完成 | | □協会に提出済み（提出日）<br>変更通知　:H　　年　　月　　日<br>完成後書類:H　　年　　月　　日<br>□本登録申請で提出 |
| 保管・建物・土地 | □e. 原料・製品・残さの保管場所・面積・容量の変更<br>□工事中<br>□完成 | | □協会に提出済み（提出日）<br>変更通知　:H　　年　　月　　日<br>完成後書類:H　　年　　月　　日<br>□本登録申請で提出 |
| | □f. 建物の増減・増改築<br>建築確認申請<br>□工事中<br>□完成 | | □協会に提出済み（提出日）<br>変更通知　:H　　年　　月　　日<br>完成後書類:H　　年　　月　　日<br>□本登録申請で提出 |
| | □g. 土地の増減<br>□工事中<br>□完成 | | □協会に提出済み（提出日）<br>変更通知　:H　　年　　月　　日<br>完成後書類:H　　年　　月　　日<br>□本登録申請で提出 |
| 許認可関係 | □h. 一般廃棄物処理施設設置許可の新規取得又は許可条件の変更 | | □協会に提出済み（提出日）<br>完成後書類:H　　年　　月　　日<br>□本登録申請で提出 |
| | □i. 特定施設設置届出内容の変更 | | □協会に提出済み（提出日）<br>完成後書類:H　　年　　月　　日<br>□本登録申請で提出 |
| 権利関係 | □j. 事業用資産(主要機器、建物、土地)に係る所有権の新規取得 | | □協会に提出済み（提出日）<br>完成後書類:H　　年　　月　　日<br>□本登録申請で提出 |
| | □k. 事業用資産(主要機器、建物、土地)に係る賃貸契約書関係の変更<br>(新規契約の発生、契約当事者の変更、主要対象物の変更等) | | □協会に提出済み（提出日）<br>完成後書類:H　　年　　月　　日<br>□本登録申請で提出 |

施設別添資料1

# ガラスびん再生処理施設ガイドライン

## １．　ガラスびんの原料を生産するための施設

分別基準適合物としてのガラスびんを受入れ、破砕、(洗浄、) 異物除去等の工程を経て、ガラスびん用の原料に適した性状のものを製造・出荷できる施設が設置されているものとする。

主要処理工程に加えて、原料、製品及び残渣の保管設備、原料・製品の計量記録設備、集塵装置、排水処理設備等を設置すること。

（1）　ガラスびん再生処理工程

再生処理工程としては次のものが含まれる。

原料受入れ、異物除去のための手選別、破砕、(洗浄、) 分級、異物除去のための風力選別、異物除去のための磁力選別、金属探知等。

（設備ラインフロー図の例は、施設別添資料２－Ａ「設備ラインフロー図の参考図Ａ」を参照）

（2）　ガラスびん再商品化製品の品質規格

ガラスびんの原料用再商品化製品は異物混入が厳しく制限される。特に留意すべき異物に関し、日本ガラスびん協会は購入カレット受入れ品質規格（表－１）を定めている。

**表－１　購入カレット受入れ品質規格**

（単位：ppm 以下）

| 異物の区分 | 異物の名称 | 規　格 |
|---|---|---|
| 金　属　類 | 鉄 | 1.0 |
| | アルミニウム（リング） | 0.2 |
| | アルミニウム（ラベル） | 0.2 |
| | その他（銅・鉛・真ちゅう等） | 1.5 |
| 陶　磁　器 | 陶器・磁器 | 15 |
| 石　　類 | クロマイト等の鉱石類 | 0 |
| | 難熔耐火物 | 0 |
| | その他（コンクリート・砂礫・赤煉瓦等） | 30 |
| 異質ガラス | 結晶化ガラス | 0 |
| | その他（クリスタルガラス、光学ガラス、ほうけい酸ガラス、玉等） | 1,000 |
| 有　機　物 | プラスチック・木片等 | 50 |
| | プラスチックコートガラスびん | 500 |

## ２．　その他の原材料を生産するための施設

① 分別基準適合物としてのガラスびんの投入ホッパー、破砕、異物除去、分級等の機器類を備え、その他の原材料を生産し再商品化製品を出荷できる施設が設置されているものとする。
② 主要設備となる再生処理工程は、それぞれの用途向けの品質規格に合致する再商品化製品を製造し得るものであること。
また、この処理工程に加えて、原料、製品及び残渣の保管設備、原料・製品の計量記録設備、製品出荷設備、集塵装置等の設置が必要。更に、必要に応じて、防音装置、排水処理設備を備えるものとする。
（設備ラインフロー図の例は、施設別添資料２－Ｂ「設備ラインフロー図の参考図Ｂ」を参照）

## ３．　再生処理施設の独立性

ガラスびん再生処理施設は他の再生処理事業者と同一の敷地内または建物内に設置してはならず、設備等の一部の共有、共用も行ってはならない。
また運搬、保管および加工を他社分と明確に区別していること。（異なる敷地に隣接している場合でも、周囲を囲うなどして両施設を明確に区分すること。）

## ４．　原料の運搬と保管について

(1) 原料の運搬

① 原料となるガラスびんは、市町村からの引取り要請に基づき、市町村の分別基準適合物指定保管施設へ再商品化事業者が、原則として色別に１０トン車で引き取りに行くことを前提としている。
② 引き取り時のトラックへの荷上げに要する重機等の手当ては市町村と再生処理事業者との協議により決定して下さい。
③ 当然ながら再生処理施設での荷下しは再生処理事業者の備え付け機材による。
④ 又、引取り量の把握をするために、自社の処理施設内に計量記録設備を設けることが望ましい。

(2) 原料の保管

① 原料の保管場所は、１０トン車での受入れが行われることを前提にして、十分な保管容量を確保すると共に、運搬車輌の出入り、積み下ろしに必要なスペースをとることとする。（出来る限り側壁を装備し、コンクリート舗装とする。）
② また、雨水の滞留防止、ガラス破片等の飛散予防及び防臭対策を講ずること。

## ５． 再商品化製品の保管について

製品の保管は、品質管理上、原則としてコンクリート舗装された保管場所とし、更に、保管中の異物混入や製品自体の外部への飛散、流出の防止対策を講ずること。

## ６． 施設の管理・運営等

① 施設内はもとより、施設外および敷地周辺を常に整理し、環境保全に十分留意した管理・運営を行い、不法投棄場所等の誤解を与えないよう留意すること。（特に、同一敷地内にガラスびん再生処理施設以外の施設を有する場合は、他の施設の悪影響を受けることのないように注意すること。）
② 再生処理施設は、労働安全、消防、公害防止、建築、廃棄物処理等の関係法規を遵守して設置され、操業されること。
③ 騒音対策、防塵対策、臭気対策、照明等、施設内の作業環境を良好に保持し、作業員への安全具、防塵マスクの着用を義務付けること。
④ 作業員の安全教育を徹底すること。

## ７． 残渣等の管理及び処理について

① ガラスびんの再生処理によって発生する残渣は、法令に則り自らの責任において適切に管理と処理をすること。
② 産業廃棄物として処理を産業廃棄物処理事業者へ委託する場合には、当該委託事業の許可を得た事業者と書面による契約書を締結し、実施に当たってはマニフェストによる管理を徹底すること。当該委託契約書には、産業廃棄物処理委託契約書として法令で定められた事項を記載し、委託先の事業者の産業廃棄物処理事業者としての許可証の写しを添付すること。

## ８． 作業日報の作成及び保管

施設の稼働状況を把握し得るように、市町村からの原料の引き取り量、再生処理施設への原料投入量、製品の製造量、製品出荷量、原料・製品の在庫量、設備稼働時間や作業者等を記録した事業者独自の作業日報を作成し保管すること。

# 施設別添資料2－A

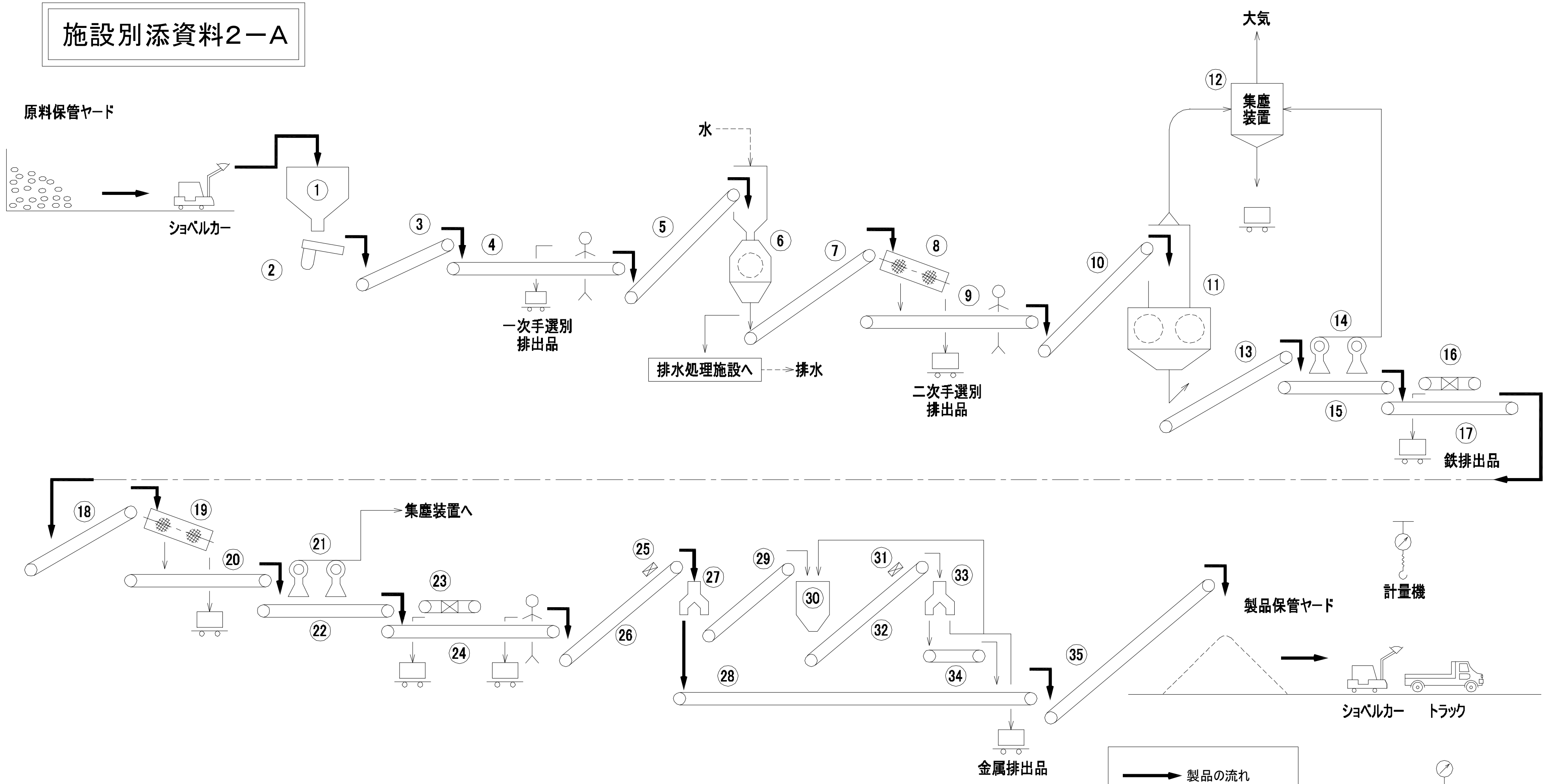


| 番号 | 名 称 | 番号 | 名 称 | 番号 | 名 称 | 番号 | 名 称 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 投入ホッパー | ⑪ | 二次破砕機 | ㉑ | 吸引設備 | ㉛ | 二次金属探知機 |
| ② | 振動フィーダー | ⑫ | 集塵装置 | ㉒ | 吸引設備コンベア | ㉜ | 金属探知機コンベア |
| ③ | 傾斜コンベアNo.1 | ⑬ | 傾斜コンベアNo.4 | ㉓ | 二次磁力選別機 | ㉝ | 二次金属分離機 |
| ④ | 一次手選別コンベア | ⑭ | 風力選別装置 | ㉔ | 磁力選別コンベア | ㉞ | 搬送コンベア |
| ⑤ | 傾斜コンベアNo.2 | ⑮ | 風力選別コンベア | ㉕ | 一次金属探知機 | ㉟ | 傾斜コンベアNo.8 |
| ⑥ | 一次破砕機 | ⑯ | 一次磁力選別機 | ㉖ | 金属探知機コンベア | | |
| ⑦ | 傾斜コンベアNo.3 | ⑰ | 磁力選別コンベア | ㉗ | 一次金属分離機 | | |
| ⑧ | 一次篩 | ⑱ | 傾斜コンベアNo.5 | ㉘ | 搬送コンベア | | |
| ⑨ | 二次手選別コンベア | ⑲ | 二次篩 | ㉙ | 傾斜コンベアNo.7 | | |
| ⑩ | 傾斜コンベアNo.3 | ⑳ | 搬送コンベア | ㉚ | 不良品ホッパー | | |

| 変番 | 変更内容または変更理由 | 作成 | 検図 | 担当 | 部長 | 日付 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | / / |
| | | | | | | / / |
| | | | | | | / / |
| | | | | | | / / |
| | | | | | | / / |
| 0 | | | | | | XX/XX/XX |

御注文主 □□ 株式会社 殿

設備名称 ガラスびん再商品化工場

工事番号 AB-1235

ISSUE MARK 0 XX/XX/XX

設備ラインフロー図の参考図A

1/1

SCALE

DWG.NO. AB-1235-1B-0

# 施設別添資料２－B

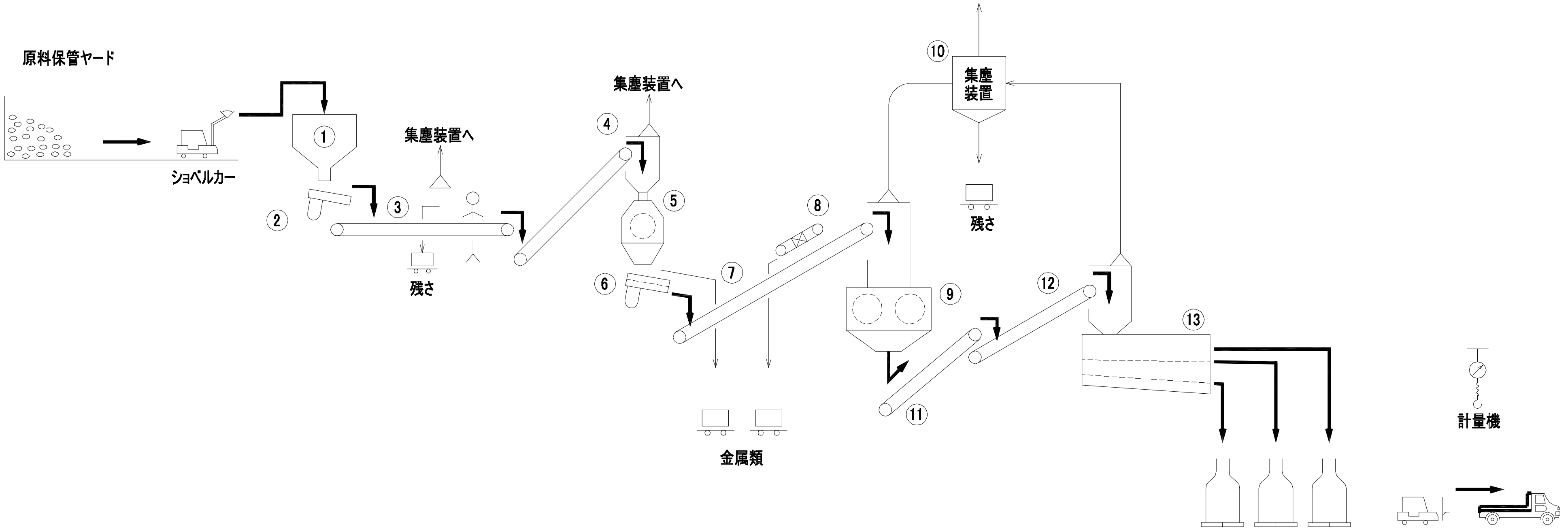

| 番号 | 名　称 |
|---|---|
| ① | 投入ホッパー |
| ② | 振動フィーダー |
| ③ | 手選別コンベア |
| ④ | 傾斜コンベアNo.1 |
| ⑤ | 一次破砕機 |
| ⑥ | 振動篩 |
| ⑦ | 傾斜コンベアNo.2 |
| ⑧ | 金属除去機 |
| ⑨ | 二次破砕機 |
| ⑩ | 集塵装置 |
| ⑪ | 傾斜コンベアNo.3 |
| ⑫ | 傾斜コンベアNo.4 |
| ⑬ | 粒度選別機 |

| 変番 | 変更内容または変更理由 | 作成 | 検図 | 担当 | 部長 | 日付 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | / / |
| | | | | | | / / |
| | | | | | | / / |
| | | | | | | / / |
| | | | | | | / / |
| 0 | | | | | | XX/XX/XX |

御注文主　□□ 株式会社 殿

設備名称　ガラスびん再商品化工場

工事番号　AB-1234

ISSUE MARK 0　XX/XX/XX

設備ラインフロー図の参考図B　1/1

SCALE —　DWG.NO. AB-1234-1A-0

# 施設別添資料3

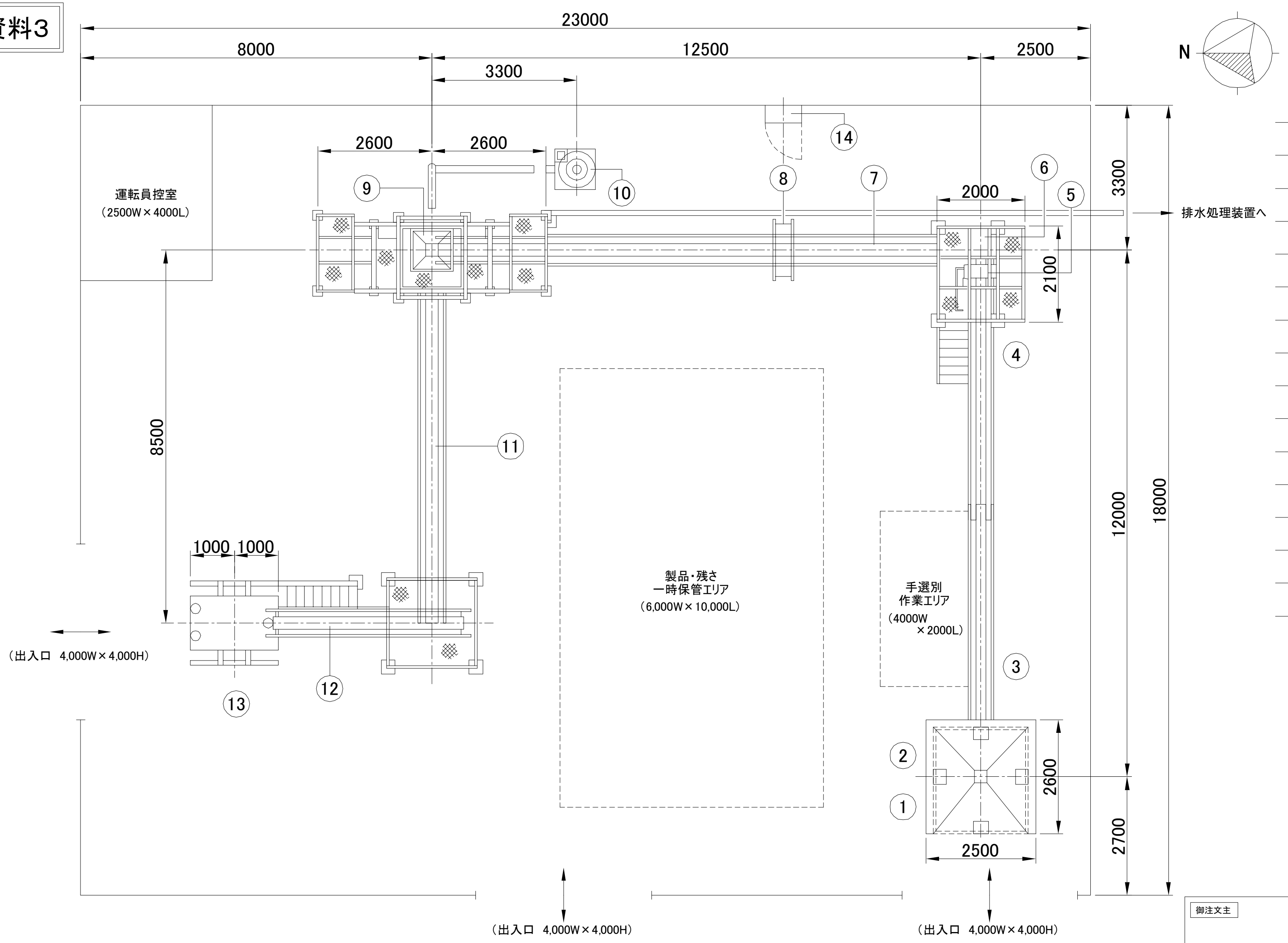


| 番号 | 名 称 |
|---|---|
| 1 | 投入ホッパー |
| 2 | 振動フィーダ |
| 3 | 手選別コンベア |
| 4 | 傾斜コンベアNo.1 |
| 5 | 一次破砕機 |
| 6 | 振動篩 |
| 7 | 傾斜コンベアNo.2 |
| 8 | 金属除去機 |
| 9 | 二次破砕機 |
| 10 | 集塵装置 |
| 11 | 傾斜コンベアNo.3 |
| 12 | 傾斜コンベアNo.4 |
| 13 | 粒度選別機 |
| 14 | 電源盤 |

| 変更 | 変更事由・内容 | 製 図 | 設 計 | 検 図 | 承 認 | 日 付 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 | | | | | | ／ ／ |
| 3 | | | | | | ／ ／ |
| 2 | | | | | | ／ ／ |
| 1 | | | | | | ／ ／ |
| 0 | | | | | | XX/XX/XX |

御注文主
△△株式会社 殿

設備名称
ガラスびん再商品化工場
工事番号

ISSUE MARK
0
XX/XX/XX

設備レイアウト図の参考図

縮尺 1/200 図面番号 AB-1234-001-0

施設別添資料4

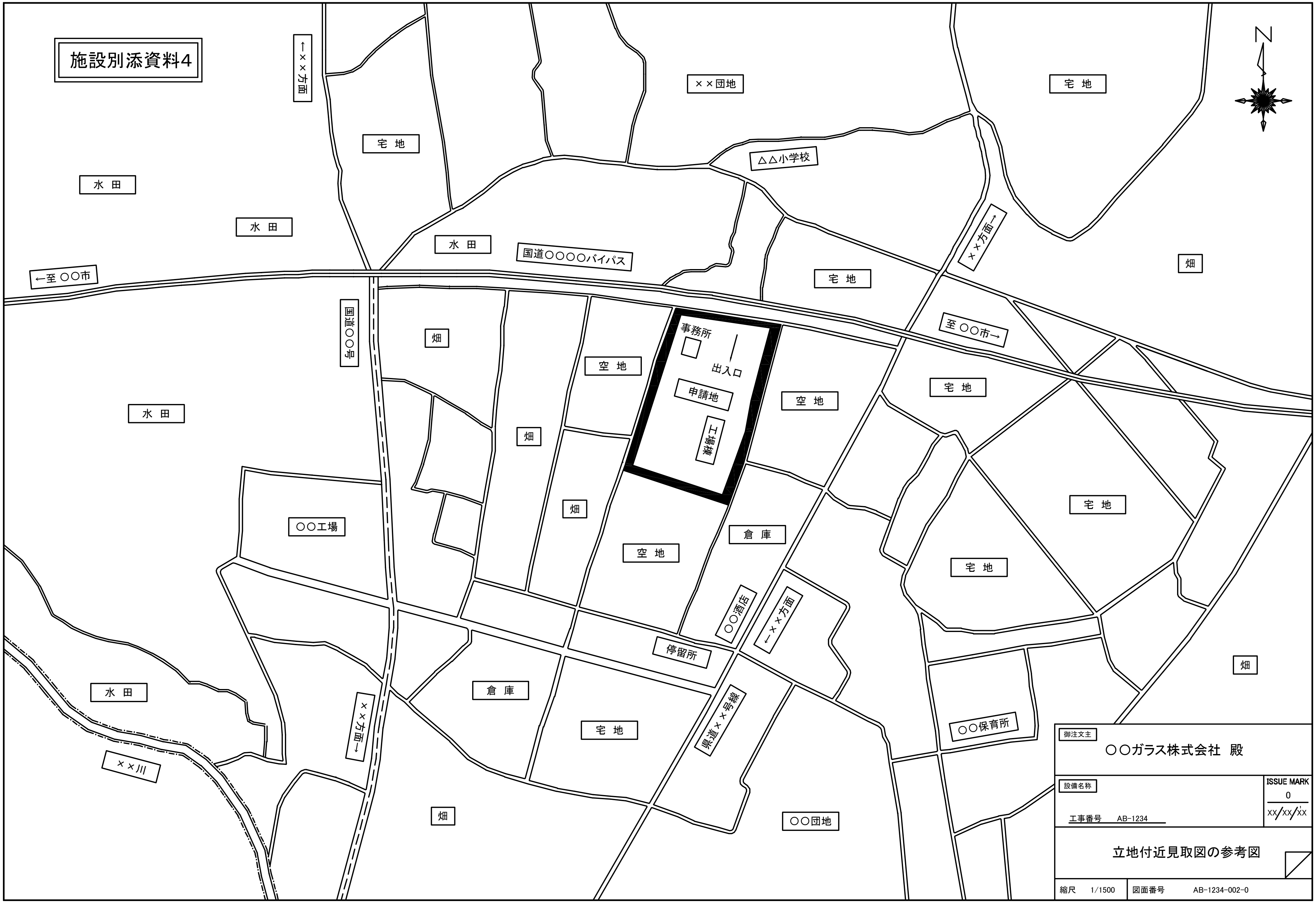


| | |
|---|---|
| 御注文主 | ○○ガラス株式会社 殿 |
| 設備名称 | ISSUE MARK 0 XX/XX/XX |
| 工事番号 AB-1234 | |
| 立地付近見取図の参考図 | |
| 縮尺 1/1500 | 図面番号 AB-1234-002-0 |

施設別添資料5

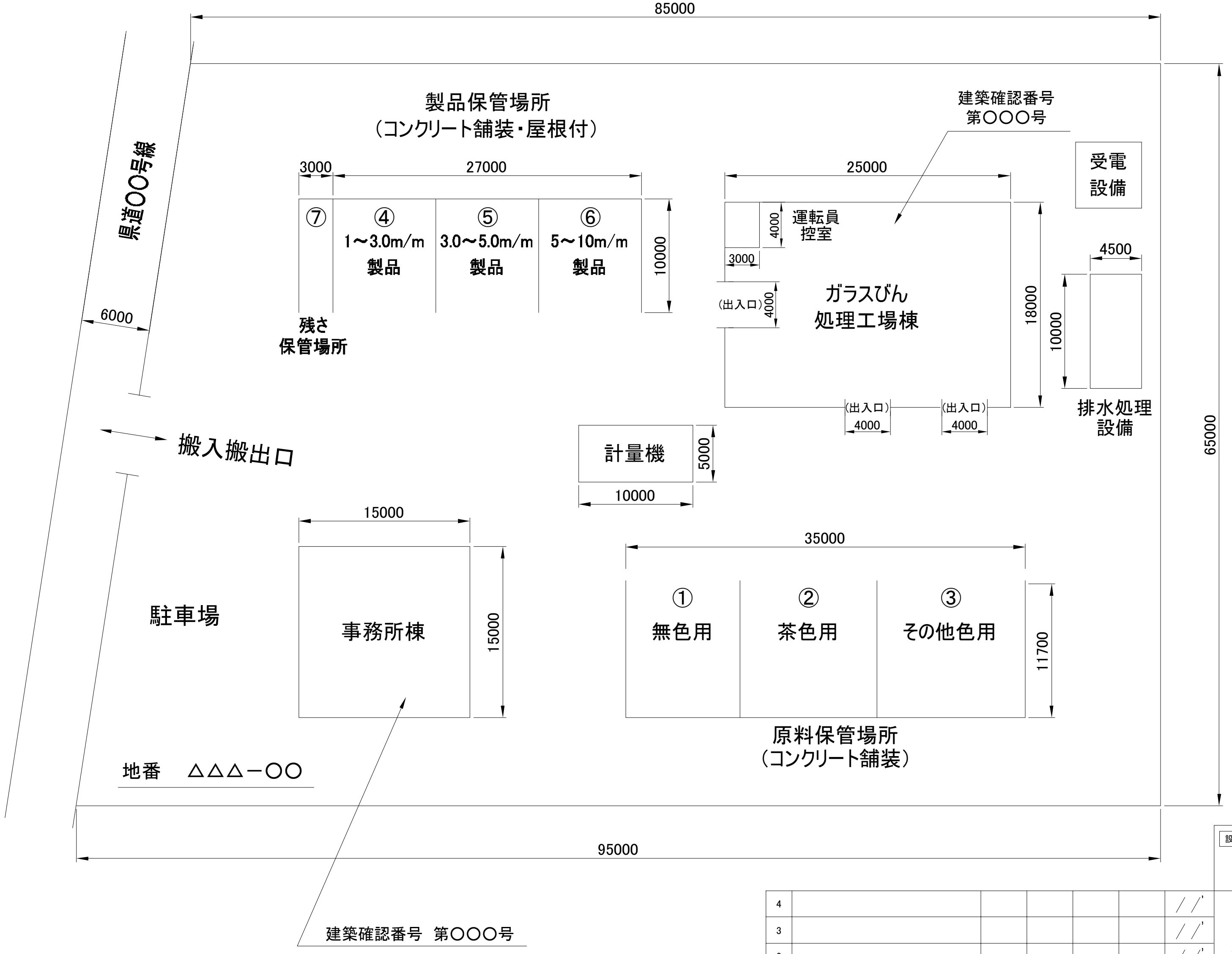


原料・製品・残さの保管場所

| 場所・種類 | | | 広さ (m2) | 容量 (m3) | 舗装 |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | 原料 | 無色 | 100 | 100 | コンクリート |
| ② | 〃 | 茶色 | 100 | 60 | 〃 |
| ③ | 〃 | その他色 | 160 | 90 | 〃 |
| ④ | 製品 | 1～3mm | 90 | 50 | 〃 |
| ⑤ | 製品 | 3～5mm | 90 | 50 | 〃 |
| ⑥ | 製品 | 5～10mm | 90 | 50 | 〃 |
| ⑦ | 残さ | | 30 | 30 | 〃 |

設備名称　ガラスびん再商品化工場

ISSUE MARK　0　XX/XX/XX

工事番号

△△株式会社　配置図の参考図

| 変更 | 変更事由・内容 | 製図 | 設計 | 検図 | 承認 | 日付 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 | | | | | | / / |
| 3 | | | | | | / / |
| 2 | | | | | | / / |
| 1 | | | | | | / / |
| 0 | | | | | | XX/XX/XX |

縮尺　1/600　図面番号　AB-1234-001-0

施設別添資料6

平成24年　　月　　日

記入例

**平成25年度　廃棄物(残渣)の処理の流れ**

再生処理事業者名:　　　　工場名:

| 残渣品目 | 性状 | 数量(トン/月) | 中間処理まで | | | 最終処分まで | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 収集運搬事業者 | 処分方法 | 中間処理事業者 | 収集運搬事業者 | 処分方法 | 最終処分事業者 | 最終処分場 |
| 廃プラ | フレコン | 0.4 | 自社 | 選別・焼却 | ㈱BBBｾﾝﾀｰ | DDD輸送㈱ | 埋立 | ㈱FFF環境ｾﾝﾀｰ | ㈱FFF環境ｾﾝﾀｰ処分場 |
| 紙くず | フレコン | 0.2 | 自社 | 選別・焼却 | ㈱BBBｾﾝﾀｰ | EEE商会㈱ | 埋立 | GGG㈱ | GGG㈱△△処分場 |
| ガラスくず | バラ | 0.6 | 自社 | 選別・焼却 | ㈱BBBｾﾝﾀｰ | EEE商会㈱ | 埋立 | GGG㈱ | GGG㈱□□処分場 |
| アルミ | バラ | 0.2 | AAA運輸㈱ | ﾘｻｲｸﾙ | CCCﾘｻｲｸﾙ㈱ | | | | |
| 鉄 | バラ | 0.1 | AAA運輸㈱ | ﾘｻｲｸﾙ | CCCﾘｻｲｸﾙ㈱ | | | | |
| 汚泥 | バラ | 0.1 | | | | 自社 | 埋立 | ㈱FFF環境ｾﾝﾀｰ | ㈱FFF環境ｾﾝﾀｰ処分場 |
| | | | | | | | | | |

| 事業の範囲 | 事業者名 | 事業者所在の県･市名 | 認可した県･市名 | 許可番号 | 許可期限 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 収集運搬 | AAA運輸㈱ | JJJ県　KKK市 | JJJ県　KKK市 | 111 111 1111 | ****年*月*日 | |
| | AAA運輸㈱ | JJJ県　KKK市 | LLL県 | 222 222 2222 | ****年*月*日 | 許可更新申請中 |
| | DDD輸送㈱ | LLL県　MMM市 | LLL県 | 333 333 3333 | ****年*月*日 | |
| | EEE商会㈱ | JJJ県　KKK市 | JJJ県 | 444 444 4444 | ****年*月*日 | |
| | EEE商会㈱ | JJJ県　KKK市 | MMM県 | 555 555 5555 | ****年*月*日 | |
| | | | | | | |
| 中間処理 | ㈱BBBｾﾝﾀｰ | JJJ県　KKK市 | JJJ県 KKK市 | 666 666 6666 | ****年*月*日 | |
| | ㈱BBBｾﾝﾀｰ | JJJ県　KKK市 | LLL県 | 666 666 6666 | ****年*月*日 | |
| | ㈱BBBｾﾝﾀｰ | JJJ県　KKK市 | MMM県 | 666 666 6666 | ****年*月*日 | |
| | CCCﾘｻｲｸﾙ㈱ | JJJ県　KKK市 | LLL県 | 777 888 9999 | ****年*月*日 | CCCﾘｻｲｸﾙ商事㈲にて再選別実施 |
| 最終処分 | ㈱FFF環境ｾﾝﾀｰ | JJJ県　PPP市 | JJJ県 | 999 999 9999 | ****年*月*日 | |
| | GGG㈱ | LLL県　QQQ市 | LLL県 | 111 222 3333 | ****年*月*日 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| ﾘｻｲｸﾙ売却品目 | 事業者名 | 事業者住所 | 事業者電話番号 | 目的/用途 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ｱﾙﾐ･鉄 | CCCﾘｻｲｸﾙ㈱ | LLL県 NNN市 TTT町 11-21 | 123-456-7890 | 再選別後、売却 | 金属くず商の許可証あり |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

施設別添資料6　記入例

施設別添資料6

平成24年　　月　　日

## 平成25年度 廃棄物(残渣)の処理の流れ

再生処理事業者名:　　　　　　工場名:

| 残渣品目 | 性状 | 数量(トン/月) | 中間処理まで | | | 最終処分まで | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 収集運搬事業者 | 処分方法 | 中間処理事業者 | 収集運搬事業者 | 処分方法 | 最終処分事業者 | 最終処分場 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| 事業の範囲 | 事業者名 | 事業者所在の県・市名 | 認可した県・市名 | 許可番号 | 許可期限 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 収集運搬 | | | | | | |
| 中間処理 | | | | | | |
| 最終処分 | | | | | | |

| リサイクル売却品目 | 事業者名 | 事業者住所 | 事業者電話番号 | 目的/用途 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

施設別添資料6